

(別添資料3)

令和6年度新規指定国立公園VR映像等制作設置業務に係る 業務の概要及び企画書作成事項

I 仕様書(骨子)

1 業務の目的

現在進めている日高山脈襟裳国定公園の国立公園化にともない誕生する新規指定国立公園範囲及びその周辺を対象として、最新のデジタル技術による映像や音声、疑似体験等を活用したVRコンテンツを制作するとともに、管内(北海道地方環境事務所が直接管轄する利尻礼文サロベツ・大雪山・支笏洞爺を基本とするが、釧路自然環境事務所所管の阿寒摩周・知床・釧路国立公園を含めた提案を妨げるものではない、以下同様)国立公園のビジターセンター等の展示の一部として多言語に対応した放映機材の追加設置や、新規指定国立公園に関連した市町村等の観光施設に機材等の設置により、訪日外国人を含めた公園利用者等へコンテンツを提供することで、新規指定国立公園のPR、現地の滞在時間の延長や周辺地域も含め、当該国立公園を訪れるリピーターの増加を図るものである。また、過去に北海道地方環境事務所で制作した映像やVRコンテンツ等の総集編(新規指定国立公園編及び管内国立公園総集編)を制作し、SNSや動画サイト等でプロモーション映像として放映することにより、公園利用者の他の公園への訪問意欲をも喚起されることを期待するものである。

2 業務の内容

(1) 実写によるVRコンテンツの制作及び放映機材の設置

- ・「VR等のコンテンツ制作技術活用ガイドライン2018」(H30.2 NPO法人映像産業振興機構)等を参考にしつつ、新規指定国立公園の利用者(外国人利用者を含む)に新規指定国立公園の魅力を伝えるVRコンテンツ(以下、「新規指定国立公園コンテンツ」という)を制作する。コンテンツ数は、4つ以上を想定する。
- ・新規指定国立公園コンテンツで制作する映像は、難易度が高く、上級者でなければ行けないような山岳地帯や立入制限された区域等の360°映像、国立公園範囲内のみならずその周辺地域を含めた眺望やアクティビティ体験、ドローン等からの360°鳥瞰映像等その他VRの特長を最大限活用したものを想定する。
- ・新規指定国立公園コンテンツの映像のベースは実写による動画とし、内容に応じてCGやイラストを挿入するなど、臨場感が得られながらも、より理解を深められる映像となるよう工夫する。
- ・老若男女、外国人を含めてより多くの利用者が安心・安全に楽しめるようなVR放映機材(メディア)を選定のうえ、以下の北海道地方環境事務所管内国立公園のビジターセンター等にすでに配置しているVR展示(詳細は、閲覧資料参照)に必ずVR展示機材を設置すること。

【VR展示設置済みビジターセンター等一覧】

- ① 利尻礼文サロベツ国立公園 サロベツ湿原センター

(別添資料3)

- ② 大雪山国立公園 層雲峡ビジターセンター
- ③ 大雪山国立公園 旭岳ビジターセンター
- ④ 大雪山国立公園 ひがし大雪自然館
- ⑤ 支笏洞爺国立公園 支笏湖ビジターセンター
- ⑥ 支笏洞爺国立公園 洞爺財田自然体験ハウス

- ・上記の既設展示に追加するものに加え、移動可能なVR放映機材を、関係する13市町村の博物展示施設や観光施設等の展示室内に貸し出し設置することも想定し、複数の貸し出し用のVR放映機材を用意する。
- ・放映機材については制作する360°VRコンテンツを効果的に伝える機能を備えたものとするほか、施設の規模や立地、利用特性、利用動向予測等に加え、機材の耐久性や消費電力、感染症予防を念頭に置いた接触が少ない機器といった維持管理等に関わる要素も考慮のうえで選定すること。
- ・本業務の映像素材と過去に北海道地方環境事務所で撮影した映像素材を用いて、VR等コンテンツ総集編（以下、「VR総集編」という）を制作する。制作するコンテンツは、新規指定国立公園総集編及び管内全国立公園総集編の2種類とする。管内全国立公園総集編については、新規指定国立公園に加え他の国立公園への訪問をも喚起させることを目的に制作する。他公園に係る映像の素材は、発注者から主に提供することとするが、著作権等に問題がないものであれば、他の素材を用いてもかまわない。

3 業務履行期限

令和7年3月7日（金）までとする

4 成果物

請負者は、業務履行期限までに、以下の成果物を作成し、すでにVR展示施設が配置されている管内国立公園ビジターセンター等展示室内等に設置し、動作確認も含めて現地で完了検査を受けることとする。

- ・撮影した映像のデータリスト及び完成版の映像を納めたHDD 1セット
- ・制作した映像をインストールしたVR放映機材 1式
- ・動画サイト等でプロモーション映像等として放映可能な状態にしたVR総集編データ 1式
- ・業務報告書 4部
- ・業務報告書を保存したDVD-R 10部

5 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使し

(別添資料3)

ないものとする。

- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省北海道地方環境事務所自然環境整備課担当官（以下、「環境省担当官」という。）からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて、＜令和元年度支

(別添資料3)

笏湖ビジターセンターVR映像制作設置業務>、<平成31年度旭岳ビジターセンター展示映像制作業務>、<令和2年度サロベツ湿原センターVR映像制作設置業務>、<令和2年度層雲峡ビジターセンターVR映像制作設置業務>、<令和3年度ひがし大雪自然館VR映像制作設置業務> <令和4年度洞爺財田自然体験ハウスVR映像制作設置業務>に係る資料を、所定の手続を経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ予め連絡のうえ、訪問日時、閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から提示できない場合がある。

連絡先：北海道地方環境事務所自然環境整備課 ([TEL:011-299-1956](tel:011-299-1956))

(別添資料3)

II 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

1 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、新規指定国立公園の特性や既設関連施設の展示内容等を考慮して、①新規指定国立公園の利用者（外国人利用者を含む）に、新規指定国立公園の魅力を伝える映像とするために必要と考えられる条件と、②北海道地方環境事務所管内の国立公園利用拠点利用者（外国人利用者を含む）が、他の国立公園への訪問意欲をも喚起することができる映像とするために必要と考えられる条件を別紙様式Aに従い記述すること。

2 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

① 実写によるVRコンテンツの制作

新規指定国立公園内の既設展示内容を考慮しつつ、利用者（外国人利用者を含む）に新規指定国立公園の魅力を伝えるために効果的と考えられるVRコンテンツを以下のテーマを参考に4点以上提案し、その内容と撮影手法、撮影時期について、その選定理由とともに具体的に提案すること。

- 1) 容易に到達することが困難な場所等を疑似体験できるコンテンツ
- 2) 国立公園内及びその周辺における眺望やアクティビティを疑似体験できるコンテンツ
- 3) 国立公園内及びその周辺におけるドローン等による鳥瞰視点を体験できるコンテンツ
- 4) その他VRの特長を活かしたコンテンツ

② 実写によるVR放映機材の設置

管内国立公園のビジターセンター等にすでに配置しているVR展示室内に設置するVR放映機材及び新規指定国立公園関連市町村に貸し出すVR放映機材について提案する。機材は老若男女、外国人を含めてより多くの利用者が安心・安全に楽しめるようなものを選定する。設置等する放映機材とその配置、放映方法、納期、管理運営にかかる概算費用について、その選定理由とともに具体的に提案すること。

③ VR総集編の制作

公園利用者の新規指定国立公園及び他の国立公園への訪問意欲を喚起するために効果的と考えられる、VRコンテンツの総集編（新規指定国立公園編及び管内全国立公園編の2種類）の内容について提案すること。また、その放映方法、納期、管理運営にかかる概算費用について、その選定理由とともに具体的に提案すること。

(別添資料3)

3 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。
フローの作成においては、支援業務との連動を考慮すること。

4 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

5 業務実績

過去5年間で実施した、公共施設における映像展示制作を含む工事または業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

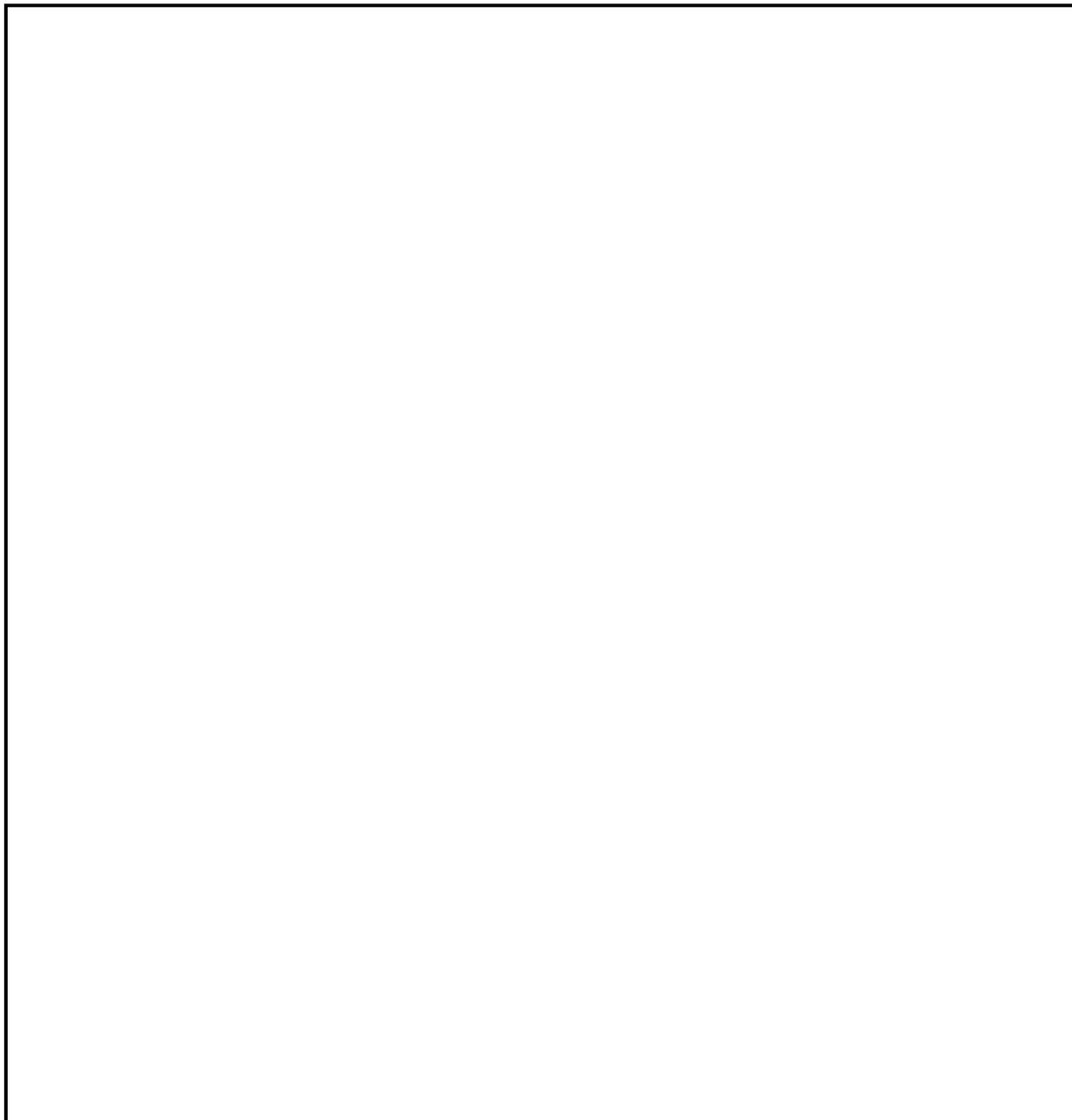
又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

業務に対する理解度

新規指定国立公園の特性や既設の展示内容等を考慮して、①新規指定国立公園の利用者（外国人利用者を含む）に、その魅力を伝える映像とするために必要と考えられる条件と、②北海道地方環境事務所管内の国立公園利用拠点利用者（外国人利用者を含む）の、他の国立公園への訪問意欲をも喚起することができる映像とするために必要な条件をご提案ください。



注 本様式はA4版2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

① 実写によるVRコンテンツの作成

新規指定国立公園内の博物展示施設等の展示内容を考慮しつつ、利用者（外国人利用者を含む）に新規指定国立公園の魅力を伝えるために効果的と考えられるVRコンテンツを以下のテーマを参考に4点以上提案し、その内容と撮影手法、撮影時期について、その選定理由とともに具体的に記述ください。

- 1) 容易に到達することが困難な場所等を疑似体験できるコンテンツ
- 2) 国立公園内及びその周辺における眺望やアクティビティを疑似体験できるコンテンツ
- 3) 国立公園内及びその周辺におけるドローン等による鳥瞰視点を体験できるコンテンツ
- 4) その他VRの特長を活かしたコンテンツ

② 実写によるVR放映機材の設置

管内国立公園のビジターセンター等にすでに配置しているVR展示室内に設置するVR放映機材及び新規指定国立公園関連13市町村に貸し出すVR放映機材について提案してください。機材は老若男女、外国人を含めてより多くの利用者が安心・安全に楽しめるようなものを選定してください。設置等する放映機材とその配置、放映方法、納期、管理運営にかかる概算費用について、その選定理由とともに具体的に提案してください。

(別添資料3)

③ 総集編の制作

公園利用者の新規指定国立公園及び他の国立公園への訪問意欲をも喚起するために効果的と考えられる、VRコンテンツの総集編（新規指定国立公園編及び管内全国立公園編の2種類）の内容について提案すること。また、その制作コンセプトや放映方法の選定、発信方法。制作に係る概算費用について、その選定理由とともに具体的に提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4版8枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4版 1枚に記載すること。

業務実施体制（配置予定管理技術者）

管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数）	
		年（ 年）	
学歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)		年 月～	年 月（ 年 ヶ月）
2)		年 月～	年 月（ 年 ヶ月）
3)		年 月～	年 月（ 年 ヶ月）
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：令和6年 月 日現在 件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格（技術士など）			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

(別添資料3)

(別紙様式D-2)

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間で実施した、公共施設における映像展示制作を含む業務または工事实績

業務名または工事名			
発注機関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務(工事)の概要			
技術的特徴			
予定管理技術者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務(工事)名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務(工事)の概要の欄には、業務(工事)内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務(工事)に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。